

東日本大震災 支援活動報告書

—被災地支援の活動状況と今後の大規模災害に向けた提言—

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会

平成 24 年 3 月

目 次

I. 災害対策連絡協議会の活動

(1) 災害対策連絡協議会の立ち上げの目的と経緯	3
(2) 災害対策連絡協議会の運営体制	4
(3) 被災県現地対策本部の設置の経緯と運営支援	5
(4) 物的支援	6
(5) 人的支援	8
(6) 在宅障害者（福祉サービスを受けていない障害者含む）等への相談支援	8
(7) その他の活動	9
（別紙資料）災害対策連絡協議会開催日及び協議事項一覧	10

II. 構成団体の活動（※各構成団体で実施した支援活動等）

【構成団体】

・日本知的障害者福祉協会	15
・全日本手をつなぐ育成会（東日本大震災災害対策本部）	20
・日本発達障害ネットワーク（J D D ネット）	23
・全国地域生活支援ネットワーク	30
・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	33
・全国重症心身障害児（者）を守る会	36
・全国肢体不自由児・者父母の会連合会	37
・全国児童発達支援協議会（C D S J a p a n）	40
・障害者相談支援事業全国連絡協議会	46
・日本相談支援専門員協会	47
・日本発達障害福祉連盟	55

III. 被災県現地対策本部の活動

【被災県現地対策本部】

・岩手県	61
・宮城県	64
(別紙＊宮城県)	69
・福島県	71
(別紙＊福島県)	82

IV. 支援活動を通して見えてきた課題と今後の大規模災害に向けた提言

(1) 支援活動を通して見えてきた課題	87
① 震災発生時の課題	
② 災害時の国・自治体・障害関係団体の連携の課題	
③ 制度・財政措置の課題	
④ 復旧・復興時の課題	
⑤ その他	
(2) 今後の大規模災害に向けた提言	94
(3) 災害対策連絡協議会の今後の方向性	96

I. 災害対策連絡協議会の活動

I. 災害対策連絡協議会の活動

(1) 災害対策連絡協議会の立ち上げの目的と経緯	3
(2) 災害対策連絡協議会の運営体制	4
(3) 被災県現地対策本部の設置の経緯と運営支援	5
(4) 物的支援	6
(5) 人的支援	8
(6) 在宅障害者（福祉サービスを受けていない障害者含む）等への相談支援	8
(7) その他の活動	9
(別紙資料) 災害対策連絡協議会開催日及び協議事項一覧	10

(1) 災害対策連絡協議会の立ち上げの目的と経緯

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震をはじまりとした未曾有の東日本大震災により、岩手県・宮城県・福島県の3県では甚大な被害を受け、知的障害・発達障害のある人とそのご家族並びに利用施設・事業所も数多く被災した。

知的・発達障害児者とそのご家族並びに障害関係施設・事業所の被害状況を把握するとともに迅速な対応が望まれたが、被災地域が広範囲であること、ライフラインの寸断にともない被災県自治体の行政機能をはじめとするあらゆる機能が麻痺し混乱していること等があり、迅速な対応が困難な状況にあった。

このような中において、被災した知的障害者及び発達障害のある人たちとその家族並びにその人たちが利用する施設・事業所への救援と復旧へ向けた支援活動を速やかかつ効果的に推進するため、知的発達障害児者関係団体において連携・協力し、一丸となって支援にあたることが求められた。

厚生労働省の協力もあり、全日本手をつなぐ育成会（以下、全日本育成会）と日本知的障害者福祉協会（以下、日本知福協）を中心に、日本知福協の被災県知福協事務局を通じて被災状況等を確認するとともに、知的発達障害関係団体に呼びかけ、震災に対応するための協力体制を整えるべく、3月31日に第1回の会合を持つこととなった。

第1回会合までに協力を申し出た団体は、日本知福協、全日本育成会のほか、日本発達障害ネットワーク、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国地域生活支援ネットワーク、全国重症心身障害児（者）を守る会、全国肢体不自由児・者父母の会連合会の7団体である。その後、全国児童発達支援協議会、障害者相談支援事業全国連絡協議会、日本相談支援専門員協会の3団体と、さらに日本発達障害福祉連盟も加わり、最終的には11団体となった。また、オブザーバーとして、厚生労働省、全国社会福祉協議会、全国脊髄損傷者連合会にもご参加をいただいた。

第1回会合においては、今回の被災にともなう問題点を共有することと、この会合に参集した団体で構成する災害対策プロジェクトの名称の決定及び組織体制の明確化が確認された。当初の名称案は『知的障害・発達障害関係震災対策本部』、本部長案は日本知福協会長中原強とすることで合意を得たが、その後、発達障害児等の団体が含まれていることや、今後も会合を重ね現地に対する具体的な対応を継続すること等が確認されたため、正式名称を『障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会』（以下、連絡協議会）とし、連絡協議会会长を中原強（日本知福協会長）とすること、連絡協議会事務局を日本知福協事務局に置くことが確認された。

さらに、特に被害の大きかった岩手県・宮城県・福島県の3県に、『現地対策本部』を設け、支援活動の拠点とすることが確認された。

(2) 災害対策連絡協議会の運営体制

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会の中央対策本部の設置要綱は次のとおりである。

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会の設置要綱

東日本大震災により被災した知的障害及び発達障害のある人たちとその家族並びにその人たちが利用する施設等への救援と復旧・復興への支援活動を、関係団体の連携と協力によって速やかにかつ効果的に推進するため、「障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)を次のとおり設置する。

1. 連絡協議会の構成団体

連絡協議会の構成団体は次のとおりとする。ただし、新たな団体が構成団体に加わることを申し出た場合は、次の団体が同意をもって、当該団体を構成団体とすることができます。

財団法人 日本知的障害者福祉協会

社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

全国児童発達支援協議会

障害者相談支援事業全国連絡協議会

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

社団法人 日本発達障害福祉連盟

2. 連絡協議会の協議事項

(1) 支援活動に関する事項

(2) 支援活動に係る国等への要望活動

(3) 連絡協議会の運営に関する事項

3. 連絡協議会の組織・運営

(1) 連絡協議会の会長

連絡協議会に会長を置く。同会長は、財団法人日本知的障害者福祉協会会长とする。

(2) 会議の構成員

連絡協議会の会議を構成する者は、構成団体に推薦された者をもって構成し、原則として2名以内とする。ただし、事務局を担う団体においてはこの限りではない。

(3)会議の招集等

連絡協議会の会議の招集は、会長が行う。会議の進行は、会長により指名された構成員が行う。

(4)事務局

連絡協議会の事務局は、財団法人日本知的障害者福祉協会に設ける。事務局は、会議に係る準備及び記録等の事務を行う。ただし、構成団体は事務局の円滑な事務に協力しなければならない。

4. 連絡協議会の運営並びに支援活動に係る経費

(1)会議に係る経費

会議に係る出席旅費ならびに昼食代は、各構成団体の負担とする。

(2)支援活動に係る経費

各構成団体が相応の負担をするものとし、その負担額は、連絡協議会の協議によるものとする。

5. 連絡協議会の設置期間

連絡協議会の設置期間は、支援活動の成果等の状況を踏まえ、連絡協議会において協議、決定する。

なお、連絡協議会の議長は全日本育成会の常務理事が務め、会議の記録は同会職員がまとめ、メーリングリストにより連絡協議会の構成員に配信している。連絡協議会のこれまでの開催日及び協議事項については、別紙資料参照。

（3）被災各県現地対策本部の設置の経緯と運営支援

本連絡協議会では、国の「震災に伴う要援護者受け入れ調査」と「震災による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼」（3月15日付文書）を受け、支援員の派遣と被災障害者受け入れの準備を進めた。

被災各県においては、介護職員派遣のスキームを活用するとともに、障害特性を理解した職員を各県に派遣できるよう、調整を行うことが必要となつた。国の介護職員派遣のスキームでは、現地への派遣可能な職員の基本情報（人数・年齢・性別等）は把握できたが、得意とする障害特性までは把握できなかつた。そのため、本連絡協議会を中心に、国のスキームを発展させた独自のスキームを用い、被災地での障害者支援を行う人材のマッチングを図ることとなつた。

また、日本知福協を中心に集めていた膨大な「支援物資」についても、現地で配分する際の拠点となる施設・事業所等を現地に置くことが必要と考えられた。

そこで、宮城県・岩手県・福島県の被災3県に、各々『現地対策本部』を設置し、連絡協議会および自治体等と連携し、調整を図りつつ、効率的な支援体制を組むこととなつた。

1. 岩手県

岩手県においては、すでに岩手県社協の中に県社協と岩手県知福協の合同で障害者支援本部が設置されており、被災状況調査等が実施されていた。そのため、既存の体制を軸に、連絡協議会と連携を密にすることで「岩手県現地対策本部」とすることが確認された。

2. 宮城県

宮城県においては、仙台市の中心部が被災しており、あらゆる機能が混乱していたため、新たに現地対策本部を設置することとなった。県障害者福祉センターの建物の中に宮城県知福協の事務局が置かれていたため、そこを拠点とし、日本知福協から1名、全国地域生活支援ネットワークから1名がサポートとして派遣されることとなった。

3. 福島県

福島県においては、県と福島県知福協、福島県社協を中心に対応していたが、原発周辺の施設・事業所利用者の避難場所の確保等、早急に対応しなければならない問題が山積していた。そこで、国的人的派遣スキームや要援護者の受け入れとは別に、福島県知福協と日本知福協で連携し、避難者受け入れ可能施設・事業所の調査、施設・事業所単位での原発周辺施設・事業所からの避難、支援物資の確保等を行っていた。また、JDF（日本障害フォーラム）による支援とも連携し、支援活動を進めていた。

そこで、既存の体制を中心に現地対策本部を設置した。

（4）物的支援

支援物資に関しては、既に日本知福協で開始されていた支援物資のスキームを活用した。日本知福協の会員である中野学園（千葉県千葉市）を全国から寄せられる支援物資の集積所とし、被災3県においては、岩手県はあすなろ園（盛岡市）、宮城県は船形コロニー（黒川郡）、福島県は福島県社協（福島市）・福島県社会福祉事業団（西白河郡）を主な支援物資の集積拠点とした。

発送にあたっては、被災3県の現地対策本部と連絡・調整の上、要望の支援物資を中野学園から被災3県の集積拠点へ隨時発送。被災3県の集積拠点より要望先の被災施設・事業所や避難所、在宅などで生活をしている障害児者並びにそのご家族へ運搬と配布が行われた。

3月25日の募集開始時より被災地から特に要望の高かった食料品・日用品・衣類などを中心に、全国各地の関係団体・個人の方々から提供された支援物資は、およそ3,300箱にのぼった。経過と発送状況については次のとおり。

一経過一

- 3月25日 日本知福協は各県知福協を通して会員施設・事業所に対し、被災地への支援物資の協力を依頼。中野学園(千葉県千葉市)を集積所として募集開始。
- 3月31日 日本知福協の支援物資のスキームを活用し、連絡協議会構成団体の会員等に対し、被災地への支援物資の協力を依頼。
- 4月4日 被災地において特に要望の高い支援物資(食料品・消耗品・衣類(女性用))について再度協力を依頼。
- 4月22日 支援物資の受け入れ終了。

一終了後も継々と支援物資が中野学園に届けられる(最終総数は約3,300箱)

随時、被災3県と連絡協議会構成団体の要望先に発送(発送数は次ページ参照)一

- 6月3日 支援物資の最終整理に向け要望の最終受付。

一依頼の集中した支援物資については調整の上、順次要望先に発送一

- 7月15日 千葉県知福協と中野学園の有志により支援物資を被災地へ直接運搬。地域で生活している障害児者を含めた仮設住宅の避難者へ配布。(宮城県亘理町、東松島市の仮設住宅2箇所へ)
- 7月29日 日本知福協より中野学園へ集積所としてご協力いただいたお礼と最終整理の状況確認にうかがう。
- 8月7日 千葉県知福協の授産部会のご協力によりバザー(1回目)を開催。売上金20万円を義援金としていただく。
- 8月18日 最終仕分けの実施。福島県から県外への集団避難先(千葉県・鴨川青年の家)への搬出分、被災地(宮城県亘理町の仮設住宅)への搬出分、バザーの開催(2回目)

以上、支援物資の最終整理終了



全国各地から寄せられた支援物資
中野学園体育館(5月11日時点)



被災地へ支援物資を直接運搬・配布
(宮城県亘理町、東松島市)

一 支援物資の発送状況一

発送先	数 量
岩手県	590 箱
宮城県	1,407 箱
福島県	94 箱
福島県から県外への集団避難先	271 箱
連絡協議会構成団体の要望先	594 箱
計	2,956 箱

※発送する支援物資の形状等や要望数に合わせて適宜梱包を行ったため、集積総数（約3,300箱）とは一致せず。

（5）人的支援

人的支援については、現地対策本部に対する直接的な人的支援（総合事務職員の派遣支援）と、国の派遣スキームを発展させた独自のスキームをもとに、現地対策本部からのニーズに基づき、派遣人材をコーディネートする間接的支援を行った。

①現地対策本部に対し総合事務職員を派遣する直接的支援

各構成団体の中から、被災県現地対策本部に継続的に人を派遣した。

- ・宮城県に対しては、全国地域生活支援ネットワーク及び日本知福協から1名、全日本育成会から1名を派遣した。
- ・岩手県については、独自の体制が整っていたため、派遣は見送った。
- ・福島県については、JDFと合同で活動していたため、派遣は見送った。

②被災施設・事業所への派遣人材をコーディネートする間接的支援

個人単位、施設・事業所単位での人材コーディネートは困難であったため、県単位でコーディネートする方式とし、現地対策本部からのニーズに基づき、各構成団体において調整し、斡旋した。

例：日本知福協の各県知福協会員施設・事業所からの派遣を中心に、岩手県・宮城県・福島県の3県に対し人的派遣と受け入れ（「II. 構成団体の活動」日本知的障害者福祉協会の項 参照）

（6）在宅障害者（福祉サービスを受けていない障害者含む）等への相談支援

在宅や避難所の障害児者の実態を把握するための『緊急相談窓口』を被災県現地対策本部に設けた。

その際、現地対策本部の緊急相談窓口が円滑に機能するよう、パンフレットを作成し

広く周知することや、関係機関（学校関係者・事業所関係者・全日本育成会等の当事者団体等）との連携及び連絡先の確認などの助言を行うとともに、地域や避難所の被災障害者の情報をスムーズに提供してもらうため、国や自治体へ働きかけた。

さらに、支援のための財源の確保（見込み）についての確認や働きかけも行った。

また、宮城県に対しては、緊急時連絡用及び在宅障害者からの相談受付用として、携帯電話を支給するなど、具体的な物的支援も行った。

（7）その他の活動

震災にともない国から発出された各種の通知（自立支援給付費の請求の取り扱い、継続した障害福祉サービスの提供、通帳紛失の際の預金の払戻し、職員派遣費用の取り扱い、応急仮設住宅のグループホーム・ケアホームへの活用、被災施設・事業所の復旧支援、災害救助法の弾力活用等）について関係者に迅速に周知するため、連絡協議会の構成団体において各自情報提供を行った。

また、震災により必要となる復旧支援財源の確保のため、国や各政党への働きかけ等についても、連絡協議会の各構成団体において行った。

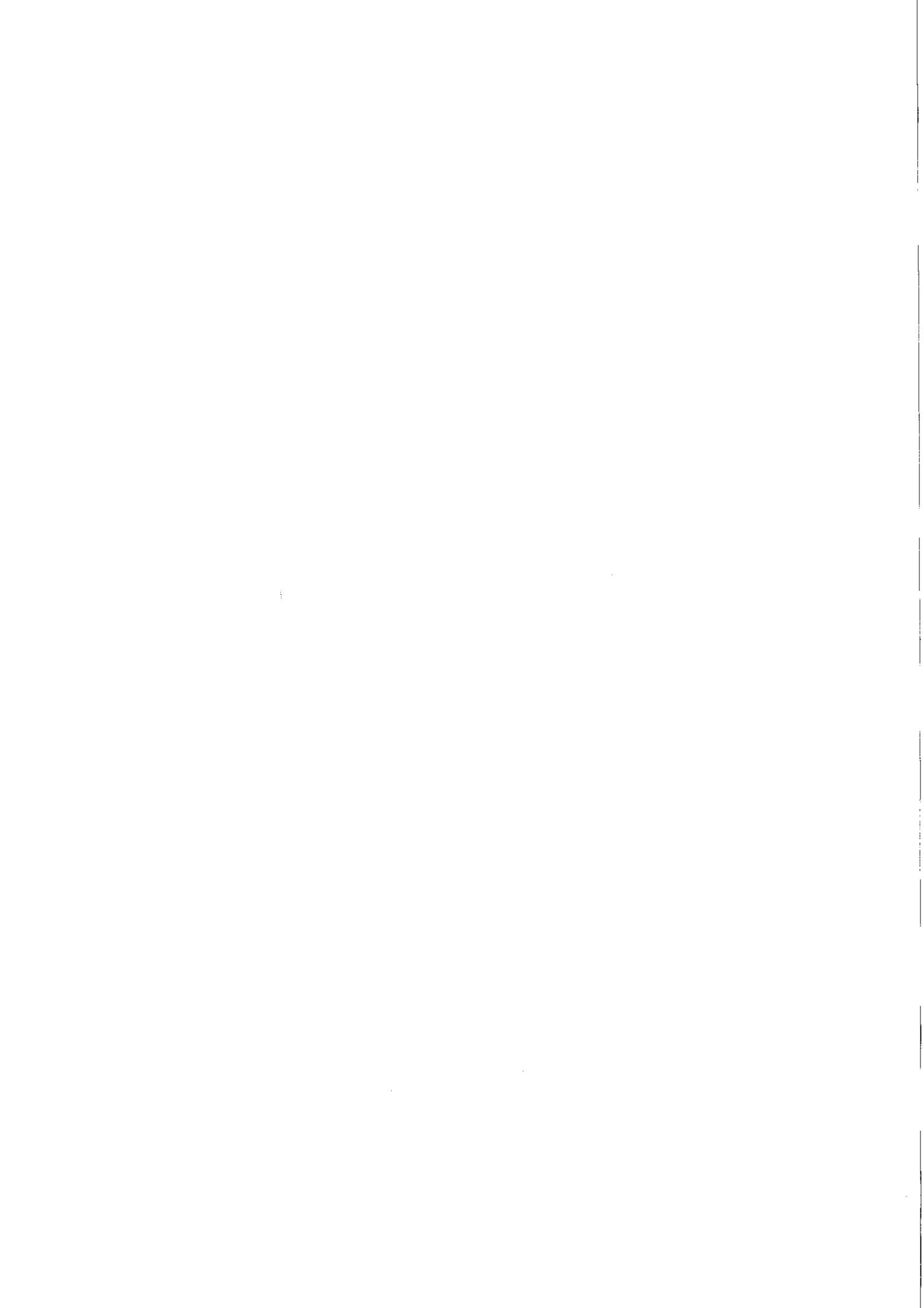
なお、日本財團の『東日本大震災・津波被害支援』助成金に応募し、100万円の助成を受け、連絡協議会の運営に活用した。

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会

開催日及び協議事項一覧

	開催日	協議事項
第 1 回	平成 23 年 3 月 31 日	○本災害対策連絡協議会の運営体制（設置要綱）の検討について ○支援物資・人的支援について ○被害状況の把握について
第 2 回	平成 23 年 4 月 5 日	○支援物資・人的支援について ○被害状況の把握について
第 3 回	平成 23 年 4 月 12 日	○支援物資・人的支援について ○現地対策本部の設置について ○連絡協議会の活動資金について
第 4 回	平成 23 年 4 月 21 日	○被災地の支援ニーズの把握について ○被災地対策本部の設置と連携について ○支援物資・人的支援について ○連絡協議会の活動資金について
第 5 回	平成 23 年 4 月 28 日	○被災地の支援ニーズの把握について ○被災地対策本部の設置と連携について ○支援物資・人的支援について
第 6 回	平成 23 年 5 月 11 日	○被災地の支援ニーズの把握について ○被災地対策本部の設置と連携について ○支援物資・人的支援について
第 7 回	平成 23 年 5 月 24 日	○各団体からの活動報告 ○宮城県対策本部からの要望について ○支援物資について ○費用分担について ○今後の対応について
第 8 回	平成 23 年 6 月 10 日	○各構成団体からの活動報告 ○支援物資について ○費用分担について ○今後の対応について

第 9 回	平成 23 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各構成団体からの活動報告 ○これまでの活動の総括と今後の活動について
第 10 回	平成 23 年 7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各構成団体からの活動報告 ○これまでの活動の総括と今後の活動について ○活動報告書の作成（東日本大震災にかかる支援の活動報告）について
第 11 回	平成 23 年 9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各構成団体からの活動報告 ○平成 23 年度第二次補正予算について ○活動報告書の作成（東日本大震災にかかる支援の活動報告）について ○今後の大規模災害に向けた提言について
第 12 回	平成 23 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県立鴨川青年の家に避難している障害児・者の福島県への一部帰還について ○「支援活動を通して見えてきた課題」及び「今後の大規模震災に向けた提言・要望」について ○支援物資について ○費用分担について ○その他
第 13 回	平成 24 年 2 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地支援の費用分担について ○千葉県立鴨川青年の家に避難している障害児・者の福島県への帰還について ○「支援活動を通して見えてきた課題」及び「今後の大規模震災に向けた提言・要望」について ○その他



II. 構成団体の活動

II. 構成団体の活動（※各構成団体で実施した支援活動等）

【構成団体】

・日本知的障害者福祉協会	15
・全日本手をつなぐ育成会（東日本大震災災害対策本部）	20
・日本発達障害ネットワーク（J D D ネット）	23
・全国地域生活支援ネットワーク	30
・障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	33
・全国重症心身障害児（者）を守る会	36
・全国肢体不自由児・者父母の会連合会	37
・全国児童発達支援協議会（C D S J a p a n）	40
・障害者相談支援事業全国連絡協議会	46
・日本相談支援専門員協会	47
・日本発達障害福祉連盟	55

構成団体：日本知的障害者福祉協会

(1) 支援活動の状況

①相談支援の状況

III. 被災県現地対策本部の活動参照。

②被災施設・事業所支援の状況

各県知福協において岩手県、宮城県の被災施設・事業所への職員派遣を行うとともに、福島県においては第一原子力発電所事故の影響により避難対象区域となった地域の被災施設・事業所について県外への集団避難受け入れと職員派遣を下記のとおり実施した。

【宮城県・職員派遣】

派遣先	派遣元
○社会福祉法人 石巻祥心会 ・ひたかみ園（入所更生） ・第二ひたかみ園（日中・生活介護） ・くじらのしっぽ（G.H）	・山形県知福協　・埼玉県知福協 ・神奈川県知福協・山梨県知福協
○社会福祉法人 洗心会 ・第二高松園（入所更生） ・夢の森（日中・生活介護）	・東京都知福協
○社会福祉法人 つどいの家 ・仙台つどいの家（日中・生活介護）	・山形県知福協・埼玉県知福協 ・東京都知福協・神奈川県知福協 ・岐阜県知福協・石川県知福協
○社会福祉法人 円 ・まどか荒浜（就労継続B、就労移行支援）	・秋田県知福協・東京都知福協
○社会福祉法人 みのり会 ・るばーと（通所更生）	・山梨県知福協・東京都育成会
○N P O 法人 泉里会 ・ケアホームめぐみ（C.H）	・東京都知福協
○社会福祉法人山元町社会福祉協議会 ・山元町共同作業所	・埼玉県知福協
○特定非営利活動法人生活支援サービス・えぼっく ・生活支援サービス・えぼっく（短期入所）	・宮城県知福協・滋賀県育成会
○宮城県現地対策本部	・東京都知福協・兵庫県知福協

【岩手県・職員派遣】

派遣先	派遣元
○社会福祉法人 新和会 ・はまなす学園 (施設入所支援+生活介護・自立訓練)	・岩手県社協 ・北海道知福協 (4月10日～5月末まで6人チーム (内1名は看護師)を10班派遣) ・青森県知福協 (5月29日～6月30日 28名)

【福島県・県外集団避難】

避難施設・事業所	避難先及び職員派遣
○社会福祉法人 福島県福祉事業協会 法人内8施設・事業所(利用者278名、職員92名) (児童)・東洋学園児童部・原町学園 (成人)・東洋育成園(入所更生) ・あぶくま更生園(施設入所支援+生活介護) ・東洋学園成人部(施設入所支援+生活介護) ・原町共生授産園(入所授産) ・原町学園アフターケアセンター(通勤寮) ・グループホーム富岡事業所(GH)	<u>避難先</u> 千葉県「鴨川青年の家」 <u>職員派遣</u> ・千葉県知福協 ・東京都知福協 ・埼玉県知福協
○社会福祉法人 有愛会 法人内4施設・事業所(利用者68名、職員31名) ・光洋愛成園(施設入所支援+生活介護) ・ワーカーセンターさくら(就労継続B・自立訓練) ・リジョイスとみおか(日中・生活介護) ・障がい者サポートセンター(相談支援)	<u>避難先</u> 群馬県 「国立のぞみの園」
○社会福祉法人いわき福音協会 法人内1事業所(利用者74名、職員8名)…長野 法人内1事業所(利用者27名) } 職員 …平塚 法人内1事業所(利用者19名) } 延べ9名…横浜 ・障害者総合生活支援センターふくいん(GH)	<u>避難先</u> 長野県「西駒郷」 神奈川県平塚市 神奈川県横浜市 <u>職員派遣</u> (計97名) ・山梨県知福協 ・長野県知福協 ・愛知県知福協 ・京都府知福協 ・大阪府知福協 ・奈良県知福協

③物的支援の状況

I. 災害対策連絡協議会の活動（4）物的支援参照。

④その他の支援活動の状況

i) 被災各県における被害状況の情報収集

地震発生当初より各県知福協を通して震災の被害状況等に関する調査開始。会員施設・事業所を中心とした知的障害児者関係施設・事業所の利用者、職員、ご家族の安否確認及び建物・設備の被害状況、ライフライン状況等の情報収集を行った。

特に被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の被害状況については、被災3県の県知福協や支援に入った他県知福協の調査により詳細が明らかになる中で、報告された情報を随時更新して常に現地の最新の状況把握に努めた。

ii) 震災にかかる情報提供・情報共有

本会ホームページに「震災関連情報」を特設。厚生労働省をはじめとする国から発出された数多くの震災にかかる関係通知・事務連絡等を掲載し、いち早く情報の提供を行った。

また、震災に対する本会の動きや対応、被災地への支援活動（義援金及び支援物資等）の概要について掲載し、協力を仰ぐとともに情報の共有をはかった。

iii) 災害義援金活動

震災直後の3月15日より各県知福協を通して義援金の募集を開始。全国の関係施設・事業所及び企業・個人の方々より総額約1億8千万円（平成24年3月末現在）が寄せられた。

義援金の配分については、「東日本大震災に係る義援金配分委員会」において検討を行い、下記のとおり配分を実施した。

○第一次義援金

東北地区会（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の6県が所属）に本会の災害対策資金より1,000万円を送金。

○第二次義援金

被災3県（岩手県・宮城県・福島県）知福協に各1,000万円（計3,000万円）を配分。

○第三次義援金

被災3県の亡くなられた方、行方不明の方への「弔慰金・見舞金」及び被災3県の県下会員施設・事業所数に応じた「見舞金」合わせて1,515万円を配分。

○第四次義援金

被災3県の中でも特に甚大な被害を被った会員施設・事業所（全壊12、半壊15）及び福島県第一原子力発電所事故の影響により避難している会員施設・事業所（避難13）を対象に約11,870万円を配分。

○第五次義援金

第四次義援金配分後に寄せられた義援金を被災3県知福協に配分。

iv) 国や各政党への要望書提出

被災3県知福協からの要望を踏まえ、「東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書」としてとりまとめ厚生労働省障害福祉課課長及び各政党宛てに提出。被災地の一日も早い復旧・復興に向けた働きかけを行った。

v) 被災地への現地視察

被災地の被害状況の把握と現地関係者との密な連携による支援活動をはかるため、会長・副会長等による被災3県への現地視察を実施（3回）。

－地震発生からの経緯－

- 3月11日（金） 14:46 東北地方太平洋沖地震発生
○発生直後に会長・副会長及び事務局で当面の対応について協議
- 3月12日（土） ○震災の被害状況等に関する情報収集を開始
- 3月13日（日） ○会長・副会長及び事務局で今後の対応について協議
- 3月15日（火） ○災害義援金の募集開始
- 3月17日（木） ○会長・副会長会議
○第一次義援金として、本会災害対策資金より1,000万円を被災地である東北地区会へ送金
- 3月18日（金） ○本会ホームページに「震災関連情報」に関するページを開設
- 3月22日（火） ○関係5団体による要望書を提出
(厚生労働省 障害福祉課長宛)
- 3月25日（金） ○理事会・評議員会
→支援物資・人的支援・受け入れ等の協力について確認
→各被災県へ必要な支援物資の発送等の協力を開始
- 3月29日（火） ○東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書を提出
(厚生労働省 障害福祉課長宛)
(民主党 障がい者政策プロジェクトチーム座長宛)
- 3月30日（水） ○福島県の状況を視察（中原会長・田中副会長・今井事務局長）
○岩手県の状況を視察（橋副会長・分枝理事）
- 3月31日（木） ○東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書を提出
(自民党 組織運動本部長、団体総局長宛)
- 4月6日（水） ○岩手県の状況を視察（中原会長・田中副会長・今井事務局長）

- 4月 7日 (木) ○宮城県の状況を視察（中原会長・田中副会長・今井事務局長）
- 4月 14日 (木) ○東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書を提出
(自由民主党政務調査会 障害者特別委員会委員長、厚生労働部会部会長宛)
- 4月 20日 (水) ○東北地方太平洋沖地震被害への対応に関する要望書を提出
(公明党 厚生労働部会部会長、障がい者福祉委員会委員長、同事務局長宛)
- 4月 22日 (金) ○第二次義援金として、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）知福協に各1,000万円（計3,000万円）を配分
- 5月 26日 (木) ○東日本大震災に係る義援金配分委員会（第1回）
- 6月 1日 (水) ○東日本大震災による被災障害者への支援に関する要望書（第二次補正予算要望）を提出
(民主党 障がい者政策プロジェクトチーム座長宛)
- 宮城県の状況を視察
(中原会長・栗崎副会長・橋副会長・田中副会長)
- 6月 2日 (木) ○岩手県の状況を視察
(中原会長・栗崎副会長・橋副会長・田中副会長)
- 6月 30日 (木) ○第三次義援金として被災3県の亡くなられた方、行方不明の方及び被災3県の県下会員施設・事業所数に応じた「弔慰金・見舞金」を配分
- 7月 22日 (金) ○東日本大震災に係る義援金配分委員会（第2回）
- 8月 3日 (水) ○東日本大震災による被災施設等への支援に関する要望書を提出
(自由民主党 知的障害福祉推進議員連盟会長宛)
- 9月 12日 (月) ○第四次義援金として、被災3県で特に甚大な被害を被った会員施設・事業所及び福島県第一原子力発電所事故の影響により避難している会員施設・事業所を対象に配分。
- 10月 6日 (木) ○東日本大震災に関する現状に対する要望書を提出
(公明党 災害対策本部本部長、障がい者福祉委員会委員長宛)
- 平成24年
- 2月 20日 (月) ○東日本大震災に係る義援金配分委員会（第3回）
- 3月 29日 (木) ○第五次義援金として、第四次義援金配分後に寄せられた義援金を被災3県知福協に配分。

構成団体：全日本手をつなぐ育成会・東日本大震災災害対策本部

(1) 支援活動の状況

全日本手をつなぐ育成会・東日本大震災災害対策本部（以下、全日本育成会）は、震災発生後から各県育成会を通して現地の状況確認を行うなどの支援活動を展開した。

このうち宮城県については現地に分室を設け、全日本育成会から職員を派遣するとともに、東京、滋賀、兵庫、広島、北九州の育成会及び関連法人から人員を派遣し、会員の状況確認や障害児対象のイベント運営などを行った。また、宮城分室については、「障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会」の宮城県現地対策本部と同室に設置され、お互いに情報を共有するとともに、状況把握や事業所への職員派遣などについて協力して行っている。

また、会員や関係者から集められた義援金・災害対策活動資金は総額約1億500万円となった。このうち義援金は、平成23（2011）年4月下旬より、青森・岩手・宮城・福島・茨城の各県育成会を通して被災した会員を中心に4回にわたり配付された。

①相談支援の状況

平成23（2011）年4月から10月にかけて、宮城・県北沿岸部を中心に、各地から派遣された育成会関係者（法人職員等）が、訪問や電話、利用している福祉サービスでの聴き取りなどにより、各地区会員の生活状況や支援ニーズの把握を行った。挙げられたニーズについては、福祉サービスにまつわるものは現地の相談支援事業所につなぎ、対応を依頼している。その場で対応できるもの（片付けや物資の調達、付き添いなど）については、派遣員が対応している。

宮城県石巻市において、同地区会員家庭約170のほぼ全戸に連絡を取り、生活状況を確認した。うち、特に支援が必要な会員や、仮設住宅入居などにより生活環境が変わった会員については、継続的に訪問している。相談内容としては、障害のある人への付き添いや物資の要望など具体的なものから、地域内での孤立感や心理的負担の吐露など福祉サービスの俎上に乗りにくいものまで幅広く寄せられた（別紙資料参照）。

南三陸町については、多くの会員（58家庭）が町外に避難していたため、仮設住宅入居がある程度進んだ段階から、宮城県育成会などと協働して現地の福祉資源の回復、新設を支援した。具体的には、障害児対応のための事業を立ち上げる準備を進めている。

②被災施設・事業所支援の状況

事業所支援は下記の通り（物資の提供を除く）。

窓（名取市／相談支援）・4月中旬～現在・派遣員1名／日＝相談支援専門員の応援
グループホームうらやす（名取市）・5月中旬に数日＝がれき撤去の応援
くじらのしっぽ（石巻市／就労B）・6月下旬・派遣員2～3名／日＝支援員として
地球村（山元町／作業所）・6月下旬～7月8日・派遣員2名／日＝支援員として

のぞみ福祉作業所（南三陸町／7月～10月）＝支援員として

③物的支援の状況

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会の支援物資配送スキームを使い、被災地の各拠点から物資を配送するなどの対応を行った。また、特に個別なニーズ（カスタマイズされたマットレスなど）については、難民を助ける会など他団体の協力を仰いで調達した。加えて、作業所や通所施設で使用する自動車などについては全国の育成会に呼びかけるなどし、埼玉県育成会や熊本市育成会から宮城県内の法人に中古車が、佐賀県育成会から岩手・山田町育成会に焼き物の食器類が送られた。

④その他の支援活動の状況

地域での親同士あるいは親と地域資源の間の関係性をつくるきっかけとして、夏休み期間中に障害児を主な対象としたイベントを宮城県内で開催する。気仙沼、名取・岩沼、山元の各地で特別支援学校を会場にして実施する（岩沼は公共施設）。

（日程）

山元町…7月16日（土）バスハイク、7月31日（日）夏祭り

気仙沼市…8月10日（水）、11日（木）夏祭り

名取・岩沼…8月2日（火）バスハイク、8月22日（月）夏祭り、

9月3日（土）、4日（日）音楽イベント（日本発達障害福祉連盟との共催）

以上

全日本育成会・室津

(別紙資料)

寄せられた本人・家族からの声：

- 地域による支え合いが乏しく、子どもをそのままにして食料の配給に並ぶことが難しかった。育成会として食糧備蓄を行うことなどできないのか。(石巻・親・在宅)
- 周囲も仕事や家を失って余裕がない中で、「障害者は死ねばよかった」「金取り（障害基礎年金のこと）がいていいね」など心ない言葉を浴びせられ、心理的に傷つくとともに、親類や地域社会への信頼を失った。(石巻・親・在宅)
- 同じ市内でも生活基盤の残った内陸部と、すべてを失った海沿い地区の住民間で温度差が広がっている。(地域の顔役として)漁業再開や補償の交渉のことなど内陸部の漁協組合員からせつつかれるが、正直それどころではない。育成会の会員状況把握も同様。(石巻・親・通所)
- 平日は仕事をしているため、被災した家の片付けは週末しかできない。土日に、障害のある子どもを家で見ていてくれる人がいると助かる。(石巻・親・通所)
- てんかんの発作があるが、地震当日は市内の浸水のために通所先に迎えに行くことも薬を届けることもできなかった。その後、子どもは通所先で2週間、避難生活を送る。施設側も混乱していたため、外部のボランティアが間違った薬を服用させた。医師に連絡をして事なきを得た。(石巻・親・通所)
- 重症心身障害の子どもの施設は県北部ではなく、仙台・愛子の施設に入所している。車が流され、電車もストップしているので、会いに行くのに時間もお金もかかる。(石巻・親・入所)
- 夫婦で経営していた食堂が流され、重度の子どもを自宅でみている。通っていた通所には障害のある人が避難しており、遠慮もあって以前のように通うことはできなくなった。支援物資の仕分け当番や子どもの通院で負担感がある。(牡鹿・親・通所)
- 石巻中心部の親類宅に避難しているが、声を出す子どもを連れては行けないため、子どもはもともとの通所先で避難生活を送っている。会いに来るのに車で1時間かかる。(牡鹿・親・通所)
- 地震直後は通信・ライフラインが止まり、市内も水没していたため、会員の安否確認に動ける状況ではなかった。状況確認には2週間程度かかった。(多賀城・親・通所)
- 停電でテレビが使えなくなり、本人が混乱した。照明についてはロウソクでまかなかつたが、こちらは意外に気に入ったようだった。(多賀城・親・通所)
- 働いていたかまぼこ製造工場が被災し、仕事を失った。12年間働いた場所だったので、信じられない。社長は再開に向けて努力すると言うが、それを信じて待つのか、新しい仕事を探すのか決めかねている。(名取・本人・就労)

構成団体：日本発達障害ネットワーク（JDDネット）

（1）支援活動の状況

①相談支援の状況

- ・被災地への専門家チームの派遣

災害支援プロジェクトチーム責任者　辻井正次

（JDDネット副理事長・政策委員長／中京大学教授）

〈第一陣〉

代表　辻井正次　中京大学教授

木谷秀勝　山口大学教授

堀江まゆみ　白梅学園大学教授

萩原　拓　北海道教育大学旭川校准教授

小倉正義　鳴門教育大学講師

望月直人　浜松医科大学特任助教（宮城県のみ）

中島俊思　浜松医科大学特任助教（福島県のみ）

派遣期間	派遣場所
4月6日～9日	宮城県内
4月10日～13日	福島県内

〈第二陣〉

代表　安達　潤　北海道教育大学教授

代表　井上雅彦　鳥取大学教授

前川あさ美　東京女子大学教授

大久保賢一　北海道教育大学准教授

岡村章司　兵庫教育大学准教授

高柳伸哉　浜松医科大学特任助教授（岩手県のみ）

明翫光宜　東海学園大学助教（宮城県のみ）

鈴木さとみ　発達障害情報センター

派遣期間	派遣場所
5月7日～10日	岩手県内
5月10日～13日	宮城県内

・第一陣の種別訪問先数

教育行政関係：1機関 保健福祉行政関係：3機関
学校関係：4機関 福祉関係：5機関
医療関係：1病院 親の会・N P O関係：7機関
(ご自宅訪問も含めてご家族からのお話を伺った)

・第二陣の種別訪問先数

教育行政関係：7機関 保健福祉行政関係：5機関
学校関係：7機関 福祉関係：7機関
親の会・N P O関係：11機関
(そのうち、ご家族：3家族、保護者5人にお話を伺った)

・被災地（岩手、宮城、福島）での支援の実際

〈岩手県〉

岩手県教育委員会への支援提供として、岩手県内の教育事務所圏域における県内の特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育担当の教員たちに対して、子どもの発達支援と心のケアに関連した研修プログラムを提供した。

J D D N E T 災害支援基金の活用として、津波で流された親の会の事務局機能回復のためのパソコンなどの物資提供や発達障害の子どもを持つ被災家族への必要な物資提供を行った。

被災地訪問後、岩手県障害福祉課及び岩手県教育委員会、その他、訪問時にアクセスした機関などにアクションプランを提示し、今後の支援活動の調整を開始した。その後、岩手県障害福祉課との連絡調整の中で、今後の具体的支援プランについて、岩手県障がい保健福祉課より提示された「被災地発達障がい児支援事業」に対しJ D D ネットが応募し、厳正なる選定の結果、事業委託の運びとなり、本事業の枠組みの中で岩手県支援を展開してきた。

第1回目の活動として、第二陣のメンバーである、安達・前川・大久保・岡村・高柳の5名が平成23年10月14日～19日の日程で、盛岡市、大船渡市、奥州市の3箇所では午前中に茶話会、午後に研修会を行い、宮古市では当該地域が震災前から進めている「なないろ茶話会」に参加し、また花巻市の県総合教育センターにて1日日程の研修会を実施した。3箇所での茶話会には各地域の保護者、支援者、行政関係者などが参加し、震災時の振り返りとともに今後の発達障害支援についての意見交換を行った。また午後の研修会では、「震災後の子どもたちを理解する～S O S の様々な形～」及び「震災後の子どもたちを支える～サポートの実際～」という2つの研修講演とその間に発達障害児の震災後トラウマ反応への対応をグループディスカッションするという演習を設けた。宮古市の企画は地域の相談支援事業所と自立支援協議会の共同主催であったが、宮越北部の久慈市からも親の会の参加があり、沿岸北部全体のこれから発達障害支援について意見交換を行い、今後予定されている第2回の活動で発達障害支援の企画を宮古市で進めていくことが確認された。総合教育センターでは「発達障害の理解」「発達障害と支援（1）～発達臨床的視点

～」「発達障害と支援（2）～周囲の関わりかたも含めた環境面の工夫・配慮～」という3つの講義を行った。

第2回目の活動としては、平成24年1月26日～1月30日の5日間、沿岸部北部の久慈市から南下する行程の中で、沿岸部各市町村の保護者や支援者と今後の発達障害支援体制整備に関する意見交換と具体的なプランアドバイス、ワークショップ等が展開された。具体的には、久慈地域では「子ども発達支援ワークショップ」と題して、市川宏伸JDDNET理事長の基調講演や、兵庫教育大学の岡村章司准教授の子育て実践講座、そして地域ネットワーク作りについてのグループワークショップが行われた。宮古地域では、JDDNET岩手の加藤義男氏（岩手大学名誉教授）による「震災後の発達障害児者支援のニーズ把握調査」の中間報告、北海道教育大学の安達潤教授の地域体制をテーマとした講演、宮古圏域の自閉症を持つ親御さんや支援者らが報告者となったシンポジウム「震災を経験して～そのとき・そしてこれから～」が行われた。大槌・釜石地域は「みんなの子育て茶話会」を開催し、東京女子大学の前川あさみ教授「子どもの心の理解とケアの基本的視点」と北海道教育大学の大久保賢一准教授「子どもたちの発達を支えるための具体的なポイント」の両講演、地域ネットワーク作りについてのワークショップが展開された。大船渡地域では大槌・釜石地域同様に「みんなの子育て茶話会」にて意見交換がなされた。

この第2回目の活動は発達障害支援を強調するのではなく、子育て支援からの発達支援、そして発達障害支援を展望する内容のワークショップや茶話会を中心に展開を進めた。被災地沿岸部の特殊性を考慮した活動は、現地の方々にも非常に好評であった。

〈宮城県〉

宮城県障害福祉課等と継続して意見交換を行い、支援ニーズに沿った支援の提供に努めた。

石巻市かもめ学園（指定管理者：社会福祉法人石巻祥心会）への運営支援として、平成23年4月13日より大学生ボランティア（1週間交代で1～2名）の派遣調整を行った。

ホームページ（<http://sites.google.com/site/kamomevolunteer/home>）を開設し、運営ボランティア（大学生等）を募集した。

また、かもめ学園からの強い要望を受けて現地に派遣された専門家チームが、「利用者に対するアセスメント票」の作成（平成23年5月11日）とその使用に関する講習会（平成23年5月12日）を実施している。かもめ学園利用児童3例についての療育アセスメント支援を行った。

・「遊びの広場」の企画・運営

さらに、石巻地区の支援として、発達障害や、発達障害の可能性がある子どもとその家族等を対象とした催しとして「遊びの広場」を宮城県の後援を得て、4回（平成23年6月26日、7月17日、10月23日、平成24年2月18日）実施する

ことが出来た。平成 24（2012）年度も継続して実施する予定である。

尚、「遊びの広場」開催日に合わせて、JDDネットより「遊びの広場」に派遣する専門家をコーディネーターとして、仙台市内において（シャーレー大町）親の会等のメンバーに参集いただき、震災後の情報交換を行うなど継続した相談会を実施することが出来た。

・啓発講演会「発達障害の理解と災害時の子どもの心のケア」の取り組み

石巻地区の発達障害や震災後のケアのニーズについての理解を促進していくために、かもめ学園とともに、啓発講演会を実施し、保育・保健・教育等の支援者側への研修を行い、PTSDなどに対応する基本的なスタンスを学ぶ場を提供するために、杉山登志郎先生（浜松医科大学青年期精神医学講座特任教授）を講師に大震災の後遺症を減らすための対応についての講演会を実施した（平成 23 年 7 月 21 日）。

・宮城県発達障害復興支援事業

第 3 次補正予算の「発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援」事業の企画に基づき、宮城県では「宮城県発達障害復興支援事業」として平成 25（2013）年 3 月まで展開することになっている。JDDNETとしては、事業委託先である宮城県社会福祉協議会からの講師派遣依頼に基づき、専門家等を派遣し、宮城県発達障害復興支援事業を後方的に支援することとしている。現段階では石巻のかもめ学園を会場として石巻圏域の親御さんを対象としたペアレントトレーニングを展開しており、これは JDDNET の辻井正次副理事長が担当している。ペアレントトレーニングでは、子どもの見つめ方として「行動」に着目する方向性を提案し、お母さん方と一緒にグループワークの形式で進めている。またこのペアレントトレーニングでは、圏域の支援者が見学に来ていて、辻井副理事長が実際にペアレントトレーニングのファシリテーターとしての動き等を近くで学んでいただく形態もとっている。この方式のペアレントトレーニングを宮城県の他圏域での導入も検討している。

JDDNET 災害支援基金の活用としては、すでに平成 23 年 4 月 13 日から実質的な支援をスタートしたかもめ学園に派遣する運営ボランティアの旅費並びに専門家派遣の旅費や「遊びの広場」に必要な物資の準備などに活用された。また、発達障害の子どもを持つ被災家族への必要な物資提供を行うことなどにも活用された。

〈福島県〉

派遣専門家チーム第一陣が相双地区の現状把握に努めた。この時期、原発の影響もあり、現場の状況が刻一刻と変化している状況であったが、JDDネットより支援物資を提供した放課後支援グループ（ゆうゆう）において、派遣チーム第

一陣、福島県障害福祉課職員 2名、福島県養護教育センター職員、相双地区相談支援アドバイザー、自立研修所所長、福島県自閉症協会相双分会関係者 2名、放課後支援ボランティア 2名の参加を得てミーティングを実施することが出来、現状把握と今後の支援ニーズの把握に努めた。また相双地区からの避難先となっている会津若松市においても会津保健福祉事務所においてミーティングを実施し、被災地における行政・事業者の実際の動きを把握とともに、今後に向けた支援課題の共有に努めた。原発事故により変化する現地のニーズに対応して支援を構成し、展開していくことの確認がなされたが、その後、放射能の影響による相馬市内の児童デイサービスの閉鎖により、放課後支援グループへのニーズが高くなることが予測される中、JDDネットは、7月より福島県の委託事業「被災した障がい児に対する相談・援助事業」を受け、時限的に相馬市に事業所を開設し、放課後支援ゆうゆうクラブに現地採用の保育士 2名を派遣、また地域からの相談支援（検査等も含む）を担うため、JDDネット会員団体である臨床心理士会、臨床発達心理士会、言語聴覚士協会、作業療法士協会、特別支援教育資格認定協会より、輪番制で毎週 2名ずつの専門職を県外から派遣し、被災地での支援を継続して実施した。地震、津波のみならず原発事故も加わり、現地の状況は先の見えない不安要素が多くあり、地域全体の緊張度が高まったままであったが、9月から相馬拠点において、相馬市、南相馬市、相双地区の保健福祉事務所、保健センター、発達支援室、養護学校、相馬フォローアーチーム、相談支援アドバイザー、県障害福祉課担当者等と県外からの派遣専門家も交えて地域ミーティングを月に 2回（毎月第 1、第 3 木曜日）、実施することが出来、情報交換と支援ニーズの把握を行うとともに支援ネットワークづくりを開始することが出来た。また相談支援についてもご家族からの相談への対応（面接、アセスメントの実施）や地域からの要請を受けた各種検査の実施（1.6 健診や児童手当申請、年金申請等）、隣接する養護学校の子どもたちへのサポートなど地域からのニーズに応じ、各職能団体の派遣専門家たちがそれぞれの分野の専門性を活かし、支援を提供することが出来た。

②被災施設・事業所支援の状況

・事業所名、種別、定員

事業所名：石巻市かもめ学園

種 別：児童デイ I型、児童デイ II型

定 員：10 名

・支援回数

遊び相手として一週間単位で学生ボランティアを派遣している。

・支援内容

i) 石巻市かもめ学園への運営ボランティアの派遣

ii) 「遊びの広場」の企画運営（6月 26 日、7月 17 日、10月 23 日、平成 24 年 2月 18 日）

宮城県、石巻市、宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」、宮城県東部児童相談所、石巻赤十字病院などと協力して、被災した知的障害や発達障害の子どもたちの支援のために「遊びの広場」を実施し、子どもたちの楽しみの場を広げるとともに、一人ひとりの子どもの置かれている状況の把握とともに親たちからの相談を受けるなどの支援を開始した。派遣専門家によるサポートを提供するとともに地域での支援につなげていきたいと考えている。

第1回「遊びの広場」(6月26日開催)には、子ども20名・保護者15名が参加し、ゲームコーナー、映画上映会、トランポリン、絵本の読み聞かせ、段ボール電車作り、バナナボート、かき氷大会の沢山の企画に、子どもたちは大変楽しく遊んでおり、またご家族は3.11以降の様々な体験を話し合うなど良い時間を持つことが出来た。

③物的支援の状況

- ・派遣チーム第一陣の訪問先での配布用としてサポートブックを送付
愛知県自閉症協会のサポートブックを同協会の許可をいただき印刷して
1,000セット配布
- ・福島県相馬市の放課後支援グループ用に支援物資を送付
DVDプレーヤー、カラーBOX、文具類、学用品類、救急箱等の救急用品、
ホットカーペット他
- ・宮城県北上中学校（避難所）東部児童相談所経由で支援物資を送付
DVDポータブルプレーヤー（5台）、ドームハウス（2台）、DVDソフト、ヘッドフォン型イヤフォン、DVDディスク（50枚）、文具、雑誌、乾電池（200個）等
- ・いわき母子訓練センター要請の支援物資を送付
CDコンポ1台
- ・岩手県大船渡地区親の会の事務局機能回復のための支援物資の送付
ノート型パソコン1台
- ・岩手県大船渡地区的作業所（すずらんとかたつむり）再開に向けた支援物資の
送付 デスクトップ型パソコン1台

④その他の支援活動状況および今後の支援活動予定

〈宮城県〉

【石巻地区 石巻市かもめ学園を拠点とした活動】

- ・かもめ学園への運営ボランティア（大学生等）の派遣については平成23年4月13日～平成24年3月末日にて終結。
- ・宮城県発達障害復興支援事業への支援協力として、ペアレントトレーニングやその他研修講師派遣等を行う。
ペアレントトレーニングについては石巻圏域以外の地域に導入することを検討している。
- ・平成24年度についても、石巻圏域ではニーズに応じてかもめ学園への支援協力を

行なっていく。

〈福島県〉

障害福祉部門から相馬地区での子どもの預かりに関する基盤の脆弱化を受け、子どもの夏休みの日中支援や放課後支援の取り組みを含め、福島県委託事業「被災した障がい児に対する相談・援助事業」を平成23(2011)年7月～平成24(2012)年3月にわたり実施した。また、福島県においては、浜松医科大学等、国内の専門家たちで小中学校のニーズのあるすべてのクラスでの「心の授業」の実施計画が進められており、JDDネットの専門家も講師として協力をすることが出来た。

【相馬地区における相談・援助活動】

- ・相馬地区においては、①避難に関する相談、②アセスメントと個別支援計画の作成、③避難先での療育・放課後支援、④子育ての相談、以上4つの事業に関して、県から事業実施依頼を受け、以下の2つを軸として事業を展開することが出来た。
①、②、③については、県外から専門家を派遣して実施、④については、現地採用の保育士2名を放課後支援のゆうゆうクラブに派遣し実施した。

☆支援拠点

相馬カルチャーセンターの多目的ホールを借りて実施していた障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」の場所を引き続き支援拠点としてお借りし、被災地支援事業の取り組みを行った。

(住所：福島県相馬市中村字笛川16-1 相馬カルチャーセンター内)

i) 相馬地区での障害児の預かり等の支援活動

現地採用の保育士2名によりサポート体制を作り放課後支援を行った。放課後支援登録児童数は最大時で13名(男子8名、女子5名)であった。

ii) 相馬地区での巡回子育て相談等の相談・援助活動

(在宅の障がい児、児童デイサービスを利用する障害児、学齢の障がい児等を対象とした地域での相談支援活動)

JDDネット会員団体(職能団体)の専門家が交代で現地入りし、地域からの要請を受けて、相談・援助活動を実施した。

3.11 東日本大震災から一年が経過し、福島県からの委託を受けて実施した当支援事業は、平成24年度4月より、当法人が担っていた役割を地元法人に移行し、相馬カルチャーセンターの多目的ホールの一角を震災直後からお借りし実施していた放課後支援等についても、活動拠点を市内の新たな場所へと移転し、「被災した障害児に対する相談・援助事業」として、引き続き実施されることになっているが、当法人も、JDDネットのネットワーク機能を活用して、各職能団体の協力を得て、毎月1回程度、県外より専門家を派遣し、相談支援、各種検査の実施協力、支援者に対するコンサルテーションなどの実施により本事業を応援していく予定である。

以上

構成団体：全国地域生活支援ネットワーク

(1) 支援活動の状況

3月31日、「日本知福協」の会議室で中央対策本部を定期的に開く事とし、被災被害が甚大だった東北3県の岩手県、宮城県、福島県に置かれる現地対策本部への支援を行う事となった。

現地対策本部が立ち上がらない宮城県に、立ち上げを支援する担い手が必要だという事になり、本会代表の田中正博が4月7日(木)に宮城県仙台市に赴き、宮城県現地対策本部の立ち上げ支援の役を担う事となった。この日は被災後の余震としては最大級の震度6強が仙台市を襲った日だった。翌日の8日(金)に行われた宮城県知福協の会合に参加し、中央対策本部の状況を伝え、中央の動きに倣った支援対策本部の提案を行った。翌週の12日(火)には、宮城県育成会や全国重症心身障害児(者)を守る会に呼びかけ、現地対策本部の立ち上げをはかったが、呼びかけた宮城県知福協の認識にズレがあり、この日の立ち上げには至らなかった。翌週の19日(火)まで調整の期間をとり、この日をもって現地対策本部の立ち上げが始まった。基本の活動は、現地対策本部となった仙台市の県立障害者福祉センターの図書室において行い、現地対策本部では、当初情報収集と今後の対応に向けての会議を週2回の間隔で開催した。

具体的な活動について

今回の現地対策本部の活動は、被災後一ヶ月後を経ての活動であったため、命をつなぐ支援の時期から暮らしを立て直す支援へ、切り替わりの時期としての活動を行った。暮らしに必要な支援を聞き取る「ニーズ発掘」、そして必要とされる支援を次の項目として見立てて、「人材派遣、生活支援、物資・金銭支援、施設運営支援」と班を組み、それぞれに責任者を置いて課題解決に向けて体制を整えた。

現地で最初に支援が機能したのは個人のつながりによる対応だった。後追いして始まった施設・事業所への人材派遣については、現地対策本部が起動する前から動きがあり、宮城県知福協と宮城県育成会傘下のそれぞれの施設・事業所が必要な支援状況を見いだして支援体制を整えた。現地対策本部が立ち上った時点では、厚生労働省による職員派遣の枠組みを活用するための状況を把握した。

「ニーズ発掘」においては、まずは携帯電話の番号を載せた現地対策本部のチラシを配布する事で、相談を受け止める受け皿を整え、来所や訪問にも対応する事を想定した。本格的に活動し始めたのは、現地対策本部が機能し始めた5月の連休以降で、沿岸部の被害の多い状況を把握しつつ、電話対応で確認が取れるところは連絡をし、被災が激しく通信手段が途切れたと予測される所は直接出向いて状況確認をした。

さらには現地対策本部で、宮城県庁を始めとする関係機関との連絡を取りながら、【図1】に示すような関連機関との関係を結ぶ見通しを持ちながら、事態を把握する体制を整えた。なかでも一番効果があったのは、相談支援体制の活用である。日本相談支援専門員協会が中心になり被災地で今まで活動してきた相談員と各県から派遣さ

れた相談員でチームを作り支援体制を整えた。現地対策本部では、相談支援チームの週一回のミーティングに参加して情報を共有し、必要な支援体制へと結び付けた。

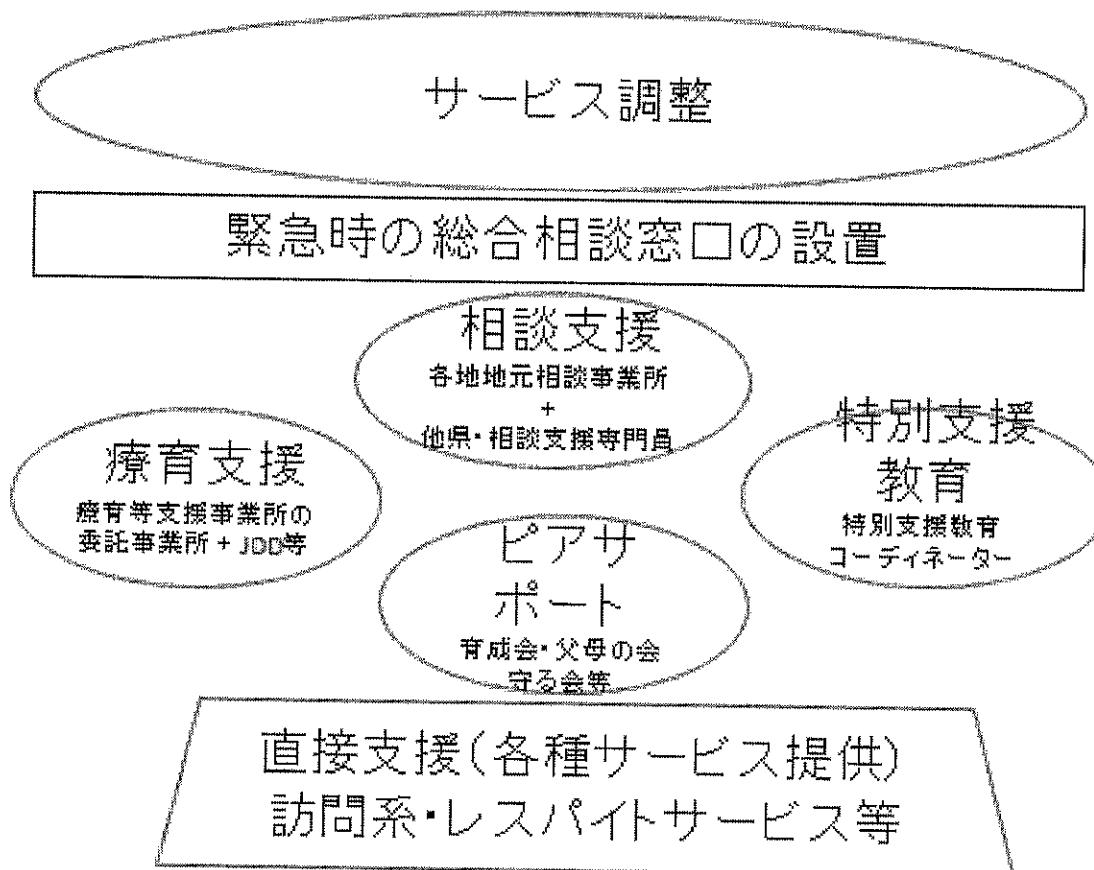
また当時者団体である宮城県育成会は市町村の会の活動を軸に被災見舞いという形で被災各地のキーマンを訪ねて状況を把握した。全国肢体不自由児・者父母の会連合会、全国重症心身障害児（者）を守る会も同様に会員の安否を確認し、情報共有をはかった。

児童に対しては、全国児童発達支援協議会はデイサービスの事情などを確認した。これは宮城県だけの対応ではなく岩手県から宮城県を経て福島県までを把握する対応であった。日本発達障害ネットワーク（JDDネット）も同様の対応をし、日本自閉症協会などに声をかけ保護者との懇談会を開いて現状の把握を行い、今後の対応の手がかりとした。

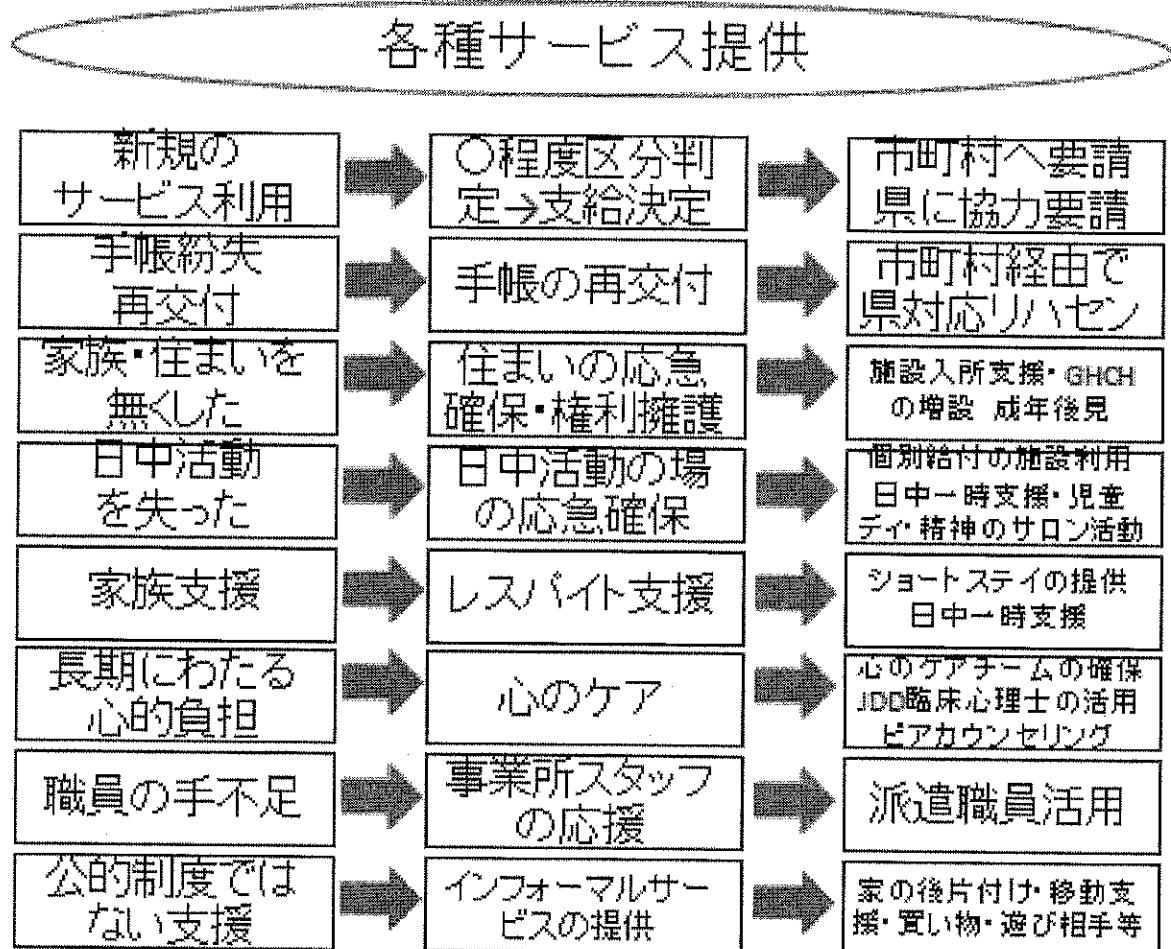
「障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会」の対応は、迅速とは言えない立ち上がりだったが設置の意義はあり、当会としてこの立ち上げ時に支援が行えた事を意義深く感じている。

【図2】に掲げた課題解決に向けて対応できた部分はあるものの、まだまだ課題が多い。今後に向けて息の長い支援が必要であると感じている。

【図1】



【図2】



構成団体：障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

(1) 支援活動の状況

①相談支援の状況

窓口相談、巡回相談は窓口を設置していない。

②被災施設・事業所支援の状況

福島県いわき市からの県外避難対応

福島原発の放射能被害にともない、いわき市の人たちがどんどん避難してしまい、グループホーム入居者もいわき市では生活ができない状況となり、神奈川県と長野県に避難することとなった。これまでと全く環境の異なる避難先での生活を支援するためには十分ながらいろいろな取り組みを行った。

3月21日～4月11日

神奈川県横須賀市～ 横須賀老人ホーム（15名） 三浦しらとり園（3名）
横浜市～ひばりヶ丘学園（15名）

3月24日～4月11日

平塚市～マンションを特別避難場所として開設（33名）

3月24日～4月15日

長野県西駒郷～地域移行後の空き施設を使用（74名）

③緊急支援物資の配送の状況

被災地のグループホームがどのような状況にあるのかがわからない中、被災地におられるグループホーム学会会員の安否確認をしながら被災地の情報をあつめ、被災された人たちが必要としているものは何かを聞いた。

最初に届いたのが、被災から5日後、水、食べもの、着替え、衛生用品などがほしいとの要請だった。「被災後、おにぎりとお茶しか食べていない。野菜や温かいスープをみなさん食べさせたい。」との声だった。全国的に物資の品薄状態が続く中、各地の運営委員が連携して物資を調達し、被災地に緊急支援物資を送った。いわき市のグループホームで暮らしている人たちに、仙台で孤立しているグループホームの人たちに、大船渡や陸前高田の人たちに物資を届けている。緊急車両指定を受けて被災地に届けることもあったが、新幹線も空港も被害を受け、仙台、岩手には交通がつながらない中、必要としている人たちに確実に物資を届けるために、山形の会員を中心に山形経由で物資を届けることも行った。

3月18日 福島県いわき市ふくいんに緊急車両にて物資を運ぶ

ガソリン80L、生理用品、おむつ、マスク、ホカロン、食品、水など

3月22・25日 宮城県石巻市「ひたかみ園」に物資を送る

下着、おむつ、生理用品、清拭用品など

- 3月26日 岩手県大船渡市「慈愛福祉学園」に緊急車両にて運ぶ
ガソリン120L、生理用品など
- 4月9日 岩手県陸前高田市「ひかみの園」・大船渡市「慈愛福祉学園」へ車両にて運ぶ
米、レトルト品、カセットボンベ、コンロ、水、菓子など
学会メンバーにノートパソコンの寄付をお願いしたところ、8台の寄付が届いた。
避難先での連絡等をスムーズにするために希望のあるところに使っていただいている。

④その他の支援活動の状況

事態に対応した情報を伝えることと、被災地と行政をつなぐこと

物資を届けながら少しづつ被災地の情報が伝わってくるようになった。ガソリンが不足し、何時間も並ばないと手に入らない状況で、仙台から「物資を車でグループホームに届けることもできないでいる」との連絡が入った。グループホームを運営している小さな法人が、緊急車両指定を受けられるようにと厚生労働省に状況を伝え、県への働きかけをしていただいた。

また岩手からは津波でグループホームが流されたという知らせがもたらされた。陸前高田市からは4月開所予定で新築した建物が流され、施設整備費も受けられないと言われているとの悲惨な状況を厚生労働省に伝え、施設整備費については、速やかに解決を図ってもらうことができた。

電話、FAX、インターネットがつながらない状態におかれていた被災地では、厚生労働省から次々と出される対応策も届かなかった。これに対して情報を伝えるために携帯で見ることができるブログの立ち上げを行い、事務連絡を速達で郵送するなどの取り組みを行った。

仙台、陸前高田、大船渡を訪問し、被災された方々から話をうかがい、特に請求事務に関する情報や仮設住宅に関する情報など、その時期に必要とされている情報を直接伝えるようにした。

群馬県の国立のぞみの園に避難しているサポートセンターゆうあいとは連絡を取りながら、必要な支援について話し合っている。原発被害についてもグループホームの要望が伝わり保障がおこなわれるよう、みなさんからの要望を国に伝えることにも取り組んでいる。

支援金配布の取り組み

9月末より、被災されたグループホームのみなさんの生活再建に役立てていただきたいということで、集まった募金から支援金の配布を行った。

岩手県、宮城県、千葉県の全壊、流出したグループホーム及び地震の揺れで移転を余儀なくされたホームで、グループホームの再建の取り組みを行っているところを対象として行った。

福島原発の放射能被害にともない、遠隔地への避難を余儀なくされているグループホームの方々は、今も避難先での生活が続いている。避難準備地域の解除、放射線除染の取り組みと、少しづつ、復興に向けて進みはじめているもののまだ見通しは立っていない状況である。今後も、福島県の長期避難しているグループホームの復興を支援していきたいと考えている。